

多久小城医療組合建設工事等に係る最低制限価格の事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、多久小城医療組合が発注する建設工事（工事に係る業務委託契約を含む。）又は製造の請負契約締結にあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）及び多久小城医療組合財務規則（令和3年多久小城医療組合規則第6号）第2条において準用する多久市財務規則第90条第1項（第99条の規定により準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設けるときの取扱について必要な事項を定めるものとする。

(対象とする業務)

第2条 最低制限価格は、競争入札により予定価格が250万円を超える工事（工事に係る業務委託契約を含む。）又は製造の請負契約を締結しようとする場合について適用する。

(最低制限価格の算定方法等)

第3条 最低制限価格は、原則として、工事については予定価格算定の基礎となった直接工事費の額及び共通仮設費の合算額（純工事費）に、測量業務委託については直接測量費に、地質調査業務委託については純調査費に、設計業務委託については直接原価に、建築設計・工事監理業務委託については直接人件費及び諸経費の合算額に、その他の業務委託については直接人件費及び直接経費等の合算額に100分の110を乗じて得た額の千円未満を切り捨てたものとする。ただし、その額が予定価格の100分の85を超える場合は予定価格に100分の85を乗じ、予定価格の3分の2に満たない場合は予定価格に3分の2を乗じた額の千円未満を切り捨てたものとする。

2 前項により算出が困難な特殊工事等については、次に掲げる額の千円未満を切り捨てたものとする。ただし、その額が予定価格の100分の85を超える場合は予定価格に100分の85を乗じ、予定価格の3分の2に満たない場合は予定価格に3分の2を乗じて得た額の千円未満を切り捨てたものとする。

(1) 機械設備（水門、ポンプ、ダム、トンネル等の設備）工事（次号の工事

を除く。) 工場制作費の工場原価から工場間接費を控除した額及び据付費の据付原価から据付間接費を控除した額の合算額に100分の110を乗じて得た額

(2) 土地改良事業の施設機械(水門、ポンプ、ダム等の施設機械)工事製作原価(直接費)及び据付工事原価(直接工事費、共通仮設費)の合算額に100分の110を乗じて得た額

(3) 水門、ポンプ等の製造 工場原価から工場間接費を控除した額に100分の110を乗じて得た額

(4) 電気通信施設工事 工場制作費(機器費)及び純据付費(直接据付費と間接据付費の共通仮設費)の合算額に100分の110を乗じて得た額

(5) 多久小城医療組合単独工事で諸経費を簡便法により積算する工事 予定価格に100分の80を乗じて得た額

3 前項各号の基準算式による算定が困難なものについては、収支等命令者が予定価格の100分の85から3分の2の範囲内で定める額とする。

(最低制限価格設定の周知)

第4条 最低制限価格を設けたときは、当該競争入札の公告又は通知に最低制限価格の設定を明記し、当該入札に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

2 競争入札の公告又は通知に最低制限価格の設定を明記していないときは、当該競争入札を最低制限価格適用の対象としてはならない。

(予定価格調書への記載)

第5条 最低制限価格を設けたときは、当該予定価格調書に第3条の基準により算出した最低制限価格及び入札書比較最低制限価格を記載する。

(1) 入札書比較最低制限価格については、最低制限価格に110分の100を乗じ、円未満を切り上げて円単位まで記載するものとする。

(2) 予定価格及び最低制限価格(案)調書作成については、別記様式によるものとする。

(予定価格調書の封印)

第6条 前条により作成した予定価格調書は封書に入れて封印し、開札の際、こ

れを開札場所に置かなければならない。

(入札の執行)

第7条 入札執行者は入札の執行に際して、最低制限価格が設定されている旨を伝達する。

2 入札書比較最低制限価格を下回る価格で入札をした者がある場合は、直ちにその者を失格とし、入札書比較価格から入札書比較最低制限価格までの範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者を落札者とする。

3 入札者全部の入札が入札書比較最低制限価格を下回っているときは、入札を取り止める。

4 入札失格者に対しては、その根拠規定が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項にあることを説明する。

(入札結果の公表)

第8条 入札結果の公表は、多久小城医療組合建設工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要領によるものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。